

松阪市総合運動公園デイキャンプ場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市総合運動公園デイキャンプ場条例（令和5年松阪市条例第2号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、松阪市総合運動公園デイキャンプ場（以下「施設」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により施設を使用しようとする者は、松阪市総合運動公園デイキャンプ場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請期間は、次のとおりとする。

(1) 施設を専用使用する場合は、使用しようとする日の1年前から1か月前までとする。ただし、全区画について予約がない場合とする。

(2) 専用使用以外については、使用しようとする日の3か月前から当日までとする。

(3) その他市長が特に認めるときは、その都度市長が定める期間

3 前項の受付日及び時間は、条例第3条に規定する休業日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

4 条例第4条第2項の規定により施設を専用で使用しようとする者は、第1項の申請書のほかにイベント等の目的、内容及びその他必要な事項を記載した企画書を提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松阪市総合運動公園デイキャンプ場使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請した者に交付するものとする。

2 前条の申請において、施設を使用しようとする日時が競合するときは、申請書の受付順とする。ただし、市長が必要と認めた場合は他の方法によることができる。

(使用許可の変更)

第4条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された内容を変更しようとするときは、使用しようとする日の前日（当該日が休業日に当たるときは、当該日前の日とする。）までに松阪市総合運動公園デイキャンプ場変更許可申請書（様式第3号）に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について許可をするときは、松阪市総合運動公園デイキャンプ場使用変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。この場合において、使用時間又は使用内容の変更により既納の使用料に不足が生じたときは、使用者は当該不足分を納付しなければならない。

(附属設備の使用料)

第5条 条例第5条第3項に規定する附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付日)

第6条 条例第5条第2項に規定する市長が定める期日とは、使用の許可と同時とする。
ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(特別の設備)

第7条 使用者は、条例第6条ただし書の規定により施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ松阪市総合運動公園デイキャンプ場原状変更許可申請書(様式第5号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について許可をしたときは、松阪市総合運動公園デイキャンプ場原状変更許可書(様式第6号)を交付するものとする。

(許可の取消し手続)

第8条 使用者が、施設の使用許可の取消しを受けようとするときは、松阪市総合運動公園デイキャンプ場使用許可取消申出書(様式第7号)に許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(ネット予約システムを利用する場合における手続の特例)

第9条 第2条第1項、第4条第1項又は第8条の規定による申請書の提出は、ネット予約システムによる使用の予約又は予約の変更若しくは取消しをもって代えることができる。

2 第3条第1項又は第4条第2項の規定による許可書の交付は、ネット予約システムによる予約等の完了通知をもって代えることができる。

(使用料の減免)

第10条 使用者が、条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ松阪市総合運動公園デイキャンプ場使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 市長は、条例第8条ただし書の規定により使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の使用料にそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を還付する。

還付区分	還付する割合
自己の責によらない理由で使用できなくなったとき、又は市長が相当の理由があると認めるとき。	100/100
使用しようとする日の5日前(当該日が条例第3条各号に規定する日に当たるときは、当該日前の受付日とする。)までに使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。	80/100

<p>使用しようとする日の4日前から前日（当該日が条例第3条各号に規定する日に当たるときは、当該日前の受付日とする。）までの間に使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。</p>	<p>50/100</p>
<p>第4条の規定により使用変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたとき。</p>	<p>過納金の全額</p>

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、松阪市総合運動公園デイキャンプ場使用料還付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 ネット予約システムを利用した申請の場合は、使用許可の取消し手続を前項の申請と同等のものとして取り扱うものとする。

（事故等の報告）

第12条 使用者は、施設の設備、備品等を損傷若しくは滅失したとき又は事故が発生したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第13条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (2) 許可を受けた設備器具又は備付物品以外のものを使用しないこと。
- (3) 施設の管理運営上支障を来す行為をしないこと。
- (4) 都市公園に関する法令等を遵守すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総合運動公園キャンプパーク附属設備使用料)

附属設備の名称	単位	使用料 (1日当たり)
バーベキューコンロ	1台	1,500円
焚火台 (大)	1台	1,500円
焚火台 (小)	1台	1,000円
鉄板	1枚	500円
鍋セット	1セット	500円
やかん	1個	500円
カセットコンロ	1台	500円
延長コード	1本	100円
チェア	1脚	500円
折りたたみテーブル	1台	2,000円
回転バーベキューグリル	1台	900円